

令和 3 年 12 月 24 日閣議決定された令和 4 年度税制改正大綱の概要をお伝えいたします。

### 前田の《ちょっと経営を考えよう》第 366 回

令和 4 年が始まりました。どんな年になるか、そしてどんな事に注意をしなければならぬいか少し考えてみたいと思います。

1 つ目は今大変な円安(アメリカ金利率の高騰による)で、輸入原料価格の高騰と逆に輸出産業への追い風が見受けられますが、日銀の資金供給量の減少が夏以降始まって来ると予想されるので、今度は想定外の円高に変化する可能性も考えておかなければなりません。よく為替の変化をみていただく必要があると思われます。ただここしばらくは特に製造業、食品・飲料業界は原価 UP による利益減少が皆様方の企業を苦しめることとなるものと思われるので、この辺も十分注意をしておかなければなりません。

2 つ目は昨年から続く半導体不足、サプライチェーン不足による売るべき商品不足、需要はあっても売るべきものがない供給不足等、やはり厳しい状況が予想されます。

3 つ目は中国経済ですね。不動産バブル崩壊と、内需不足による中国経済の落ち込み、更にはコロナによる中国への輸出売上の減少が見られ日本の中国への輸出も落ち込んでいる事もあまりいい傾向とはいえませんね。

ただ個人消費の回復、新型コロナ重症者の減少、そして賃上げと段階的には明るい兆しが見られます。ですが、オミクロン株への感染が増えており、やはり鉄道・ホテル・百貨店・外食産業等まだまだ厳しい業界も想定されます。大変ですが引き続き頑張ってください。

年の初めに少し予想してみました。九星気学でいうところの五黄土星の今年は決して楽観視できませんが、しっかり気を引き締めてこの 1 年間をお送りください。

### 前田の《今人生を語る》第 271 回

#### めざめよ日本人 (193)

《先哲の知恵から学ぶ》

わずか 50 年で人間 1 人が経験できることはたかが知れている。その代わりに、私たちは先人をはじめとして自分以外の多くの人の知恵に学ぶことができる。これはわれわれ人間に与えられたすばらしい特権である。

～東海友和著 伊を創った女(評伝)小嶋千鶴子より～

参考にしてください。

### 法人課税

#### ① 積極的な賃上げ等を促すための措置(賃上げ税制)

大企業向け制度と中小企業向け制度について、各々要件等の見直しを行い、税額控除の拡充が行われる。

#### ② 5G 導入促進税制の見直し

地方でのネットワーク整備を加速する等の観点から、対象設備の要件や税額控除率等の見直しが行われる。

#### ③ オープンイノベーション促進税制の拡充

出資の対象会社に、設立 10 年以上 15 年未満の売上高に占める研究開発費の割合が 10% 以上の赤字会社を追加する等の見直しが行われる。

### 個人所得課税

#### ④ 住宅ローン控除制度の見直し

適用期限を 4 年延長し、カーボンニュートラルの実現の観点から、省エネ性能等の高い認定住宅等につき借入限度額の上乗せが行われる。控除率を 0.7% とするとともに所得要件を 2,000 万円とする。新築住宅等について控除期間を 13 年とし、令和 5 年以前に建築確認を受けた新築住宅について、合計所得金額 1,000 万円以下の者に限り、40 m<sup>2</sup> 以上の住宅を控除対象とする見直しが行われる。

### 資産課税

#### ⑤ 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の見直し

格差の固定化防止等の観点から、非課税限度額を見直した上で、適用期限を 2 年間延長。

#### ⑥ 土地に係る固定資産税等の負担調整措置

令和 4 年度に限り商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の 2.5% (現行 5%) とする。

### 電子帳簿保存法 電子取引データについての宥恕措置

令和 4 年 1 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日までの間に行われた電子取引データは、保存要件にしたがって保存できなかったことについて、やむを得ない事情がある場合には、引き続きその出力書面による保存を可能とする(2 年間の宥恕措置)(手続不要)(制度の認知が十分に進んでいないことから柔軟な対応がされています)